

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20220530)提出の書面です。

平成 31 年 (ワ) 第 3 4 6 5 号 国家賠償請求事件

原告 大江千束ほか 9 名

被告 国

## 原告ら代理人意見陳述要旨

2022 年 (令和 4 年) 5 月 30 日

東京地方裁判所民事第 16 部乙合議 B 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 上 杉 崇 子

原告ら代理人弁護士上杉崇子の意見陳述要旨は下記のとおりです。

一刻も早く、結婚の自由と平等を実現することが、日本においても当然であり必然です。

### 第 1 憲法は個人の尊厳を原理とする法である

明治憲法の社会では自由な結婚の選択肢はありませんでした。個人よりも家を尊重する社会だったため、当事者二人が望むだけでは結婚は成立しませんでした。男女平等はなく、女性は男性に従うものとされていたので、特に女性にとって、自由な結婚の選択肢はないに等しかったのです。

しかし、日本国憲法はそれを許しませんでした。憲法 13 条で、すべての人は個人として尊重される、14 条で、すべての人は平等であると決めました。さらに、24 条は、結婚は二人の意思によってのみ成立するという婚姻の自由を定めると共に、婚姻や家族の法制度は個人の尊厳と平等に反してはならないと命じました。これにより、女性は男性と法的に等しい人格を回復し、女性も男性も法制度上等しく自由な結婚の選択肢を持つに至ったのです。

これを実現したのは、憲法が個人の尊厳を原理にするからです (別紙参照)。個人の尊厳とは、社会を構成する一人一人の個人こそ価値の源があるという考え方です (甲 A547)。多様な個人がありのままに尊重される社会、これが、憲法が保障する社会です。人が、結婚の選択肢を含め、どのように家族を作って人生を歩むのかは、個人が尊重される上で譲れない自由です。憲法が 24 条でも「個人の尊厳」の言葉を使ったのは偶然ではないのです (同上)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20220530)提出の書面です。

## 第 2 同性カップルの婚姻は個人の尊厳を原理とする憲法の当然の帰結である

ところが、現在でも、自由な結婚の選択肢を奪われ、望む相手と結婚できない人たちがいます。法律上同性の相手との結婚を望む同性愛者等の性的少数者であり、この訴訟の原告らです。

被告は、今回の書面でも、結婚は制度であって人権ではない。憲法 24 条に「両性」の文言があるから、婚姻制度は異性カップルにしか保障されないと言っています。

しかし、それは誤りです。個人の尊厳にとって譲れない結婚の選択肢が、同性愛という理由で保障されないことを憲法は許すはずがありません。社会の変動を経てすべての性的指向は等しく尊重されると確認された今日であればなおさらです。そうでなければ、憲法が、同性愛者の尊厳を否定することになるからです。

異性愛者も、同性愛者も、望む相手が異性でも、同性でも、結婚の選択肢である婚姻の自由を等しく保障することが、憲法の当然の結論です。

それゆえに、私たちが求めているのは「同性婚」ではありません。私たちが求めているのは結婚の自由と平等です。

## 第 3 同性カップルの婚姻は日本に幸福を増やすものであり実現は必然である

結婚の自由と平等が実現された日本を想像してみましょう。

同性愛者はありのままの個性を尊重された個人と共同体として社会に承認されます。そこでは、同性愛者という呼び名すらないかもしれません。

社会の承認は、安心をもたらし、その人らしい人生を実現する基盤になります。自分らしい人生を送る多様な個人が増えることは、社会の基盤を強くします。

結婚できる未来について、

原告の小野さんは、ようやくお隣の方と同じような普通の市民になれる (小野調書 10 頁)。

原告の西川さんは、結婚できるようになって一人前の人間として認められるんだ (西川調書 11 頁)。

原告のただしさんとかつさんは、自分の暮らす地域で互いのことを自分の夫なんだと正々堂々と明かして暮らしたい (ただし調書 12 頁、かつ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第 10 回期日(20220530)提出の書面です。

調書 10 頁)。

と証言しました。いずれも、ごくありふれた社会の一員になりたいと願う声です。裏を返せば、結婚の選択肢がないために、そしてない限り、社会の一員としての当然な安心すら手にできずにいるのです。

被告は、同性カップルの婚姻を認めるかは国の根幹に関わる問題だから、慎重な議論が必要だ、同性カップルには異性の夫婦と同じ社会的承認がないから、まだ議論が必要だ、と言いつつ逃げています。

しかし、同性愛者は、過去も現在もこの先もずっと、この国に異性愛者と共に生活している社会の構成員です。同性カップルの子どもは、異性カップルの子どもと共に、この国を担う次世代です。つまり、同性愛者は、既に日本を支える根幹の一部なのです。

そして、被告のいう社会的承認は、法律が同性愛者を婚姻から締め出し、痛みを強いてきた、歴史の上に作り上げられた既成事実の中で、奪われているものであり、社会的承認を得るには結婚の選択肢が不可欠だから私たちは声を上げているのです。

そうであれば、同性愛者に婚姻の扉を開くことは、社会の根幹を大切にすることですから、その実現は必然です。議論の余地はありません。

陳述書を提出した原ミナ汰さんは、同性カップルに婚姻が開かれることの意義について「同性カップルが周りに『おめでとう』と言われる対象になるのは間違いありません。(中略) もっと言えば、自分のセクシュアリティを発見することは、自分にとってかけがえのない発見であり、同性愛と気づいておめでとう、トランスジェンダーと気づいておめでとう、本来の自分を見つけ出しておめでとう！と祝福されていいことなのです。同性婚の法制化により『おめでとう』と祝福される存在になることは、セクシュアル・マイノリティにとって自己否定から自己肯定への転換に繋がるものでしょう。」(甲 A238・21 頁) と述べています。

結婚の自由と平等の実現は、私たちの尊厳にとって譲れないものであるのと同時に、日本に祝福と幸福を増やすものに違いありません。

裁判所が、法律上同性カップルに婚姻の扉を開く違憲判決を堂々と下すこと、その信頼と確信を私たちは強く持っています。

以上